

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒処分を行った場合の公表について、次の基準に基づき行う。

1 各懲戒処分の公表について

(1) 公表の対象とする処分

すべての懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）とそれに伴う監督者処分

(2) 対象となる教職員

市立小、中、義務教育学校、高校及び特別支援学校に勤務する職員

(3) 公表する時期及び方法

原則として処分日に記者クラブへの資料提供や記者発表等を通じて行うこととする。

(4) 公表の内容

ア 被処分者事項

- (ア) 氏名
- (イ) 学校名
- (ウ) 補職名
- (エ) 性別
- (オ) 年齢

イ 処分日

ウ 処分内容

エ 事件の概要

オ 監督者の責任

(5) 公表の例外措置

わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。

2 定期的な公表について

年1回、前年度分の懲戒処分の処分事由、人数等の状況を公表する。

3 適用日

令和元年7月22日